# ・ 介護保険広報シリーズ(35) ●第三者行為・ACPについて

# ◆交通事故など(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

65歳以上の方が交通事故など(第三者行為)により要介護状態になったり、要介護状態が重度 化して介護サービスを利用する場合は、介護給付を過失割合に応じて第三者(加害者)が負担する事が原則です。

そのため、介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)が、交通事故などの第三者行為により介護保険サービスを受けた場合の届出が義務となっており、町が介護給付を一時的に立て替えたあとで、加害者へ請求することとなります。

介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険サービスを受ける場合は、届出を行ってください。

#### 手続きについて

第三者行為求償の対象となる場合には、下記の書類を揃えて黒潮町へ提出してください。

- 1. 第三者行為による介護給付届
- 2. 確約書
- 3. 念書

- 4. 事故発生状況報告書
- 5. 交通事故証明書
- ※すでに医療保険で求償している場合は、提出書類が省略できる場合もありますので事前にご相談ください。
- ※40歳以上65歳未満の方が、交通事故が原因で介護が必要となった場合は、介護保険サービスの利用はできません。
- ※求償予定について示談を締結した場合、求償できない場合があります。

### ◆人生会議 (アドバンス・ケア・プランニング:略称ACP) してみませんか

医療の発達により、回復が見込まれない状態で延命が可能な場合も多く、最期まで充実した 人生を送るためにどうしたいかを考える方が増えています。

もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有することを「人生会議」といいます。

厚生労働省は、11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としています。

## なぜ、事前に考えるのか

人は誰でも、命に関わる大きな病気やケガに見舞われる可能性があります。重篤な状態になると、これからの医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えることが難しくなります。

人生会議をすることで、もしものときに、あなたの望むような医療やケアを受けられる可能

性が高くなります。もしものときに備えて、信頼する人たちと人生会議をしてみませんか。

高知県でもリーフレットの作成や出前講座を実施するなど、普及・啓発に 努めています。

詳細は右記QRコードにてご確認ください。



高知県ホームページ

#### 介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116